



5

身近な水辺環境の保全

目標

河川などの良好な水質を確保し、水質汚濁に係る環境基準を達成します。また、清らかな水が流れ、水に直接触れることが出来、水遊びができるような水辺環境の保全整備を目指します。

指標	現状値 (平成 17 年度)	目標値
生活雑排水処理率 (%)	89.2	平成 22 年度 92.5 平成 27 年度 94.2
公共用水域環境基準達成状況 (生活環境項目) (%)	86	平成 22 年度 95 平成 27 年度 100
合流式下水道*改善率 (%)	0	平成 22 年度 40 平成 27 年度 100

合流式下水道
下水道で、汚水と雨水を
同じ管で流す方式。

共通理念

河川等に流入する汚濁負荷を減らすとともに、汚れた水質を浄化する対策を講じます。入間川を代表とする河川や伊佐沼等について、良好な水辺環境の保全整備を図ります。

また、親水空間や水路の浄化対策などにより、身近な水辺環境を保全します。



具体的取組

5-1 水質調査の充実

水質の測定

- ・公共用水域水質基準点の測定に加え、市単独で測定地点をきめ細かく設置し、定期的に水質調査を実施します。

水辺の環境調査

- ・水生生物など、水辺の環境調査を定期的実施し、生物環境指標*等を活用した汚濁状況や生物の生育環境を把握します。

環境指標
環境の状態を表す物差し。代表的なものとしては環境基本法に定められた環境基準がある。

5-2 水質汚濁負荷の低減

5-2-1 生活排水対策 **重点**

公共下水道等の整備

- ・市街化区域については、公共下水道整備が一部の区域を除き完了したため、下水道への切り替えを指導していきます。
- ・合流式下水道の改善対策として雨水を一時貯留する滞水池や雨水吐口の改良を順次推進します。
- ・市街化調整区域については、地域に応じて公共下水道と農業集落排水処理施設*、合併処理浄化槽*の設置及び維持管理を支援します。

農業集落排水処理施設
農業集落のし尿や生活雑排水を、集落全体で処理するために整備する浄化槽や排水管等の施設。

合併処理浄化槽
し尿と生活雑排水を併せて浄化処理する設備。

啓発活動

- ・台所、風呂、洗濯等の排水について、家庭内での汚濁負荷低減または浄化対策を進めるための啓発活動を推進します。

5-2-2 産業排水対策

工場・事業場系排水対策

- ・水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく規制や指導を徹底します。

小規模事業所排水対策

- ・不老川流域について、埼玉県小規模事業所排水指導指針に基づいて小規模事業所への指導を行い、下流域への汚濁負荷の低減を図るようはたらきかけます。



5-3 水質浄化対策 **重点**

5-3-1 不老川浄化対策

生活排水対策推進計画の推進

- ・近隣自治体との広域連携により、不老川流域の生活排水対策推進計画を推進します。併せて、県との連携を密にし、不老川流域生活排水対策推進協議会や不老川清流ルネッサンス 地域協議会による対策を推進します。

生活排水対策指導員の育成

- ・水質汚濁防止法に基づく生活排水対策指導員により、不老川流域の水質調査、生活排水対策研修会等への参加等の活動を促進します。

5-3-2 その他の浄化対策

伊佐沼浄化対策

- ・地域住民や関係機関と協働し、伊佐沼関連水質浄化対策事業を推進します。
- ・生活排水対策、ヘドロのしゅんせつ等の対策を長期的に検討します。



昭和58年当時の伊佐沼

河川浄化対策に関する協働事業の推進

- ・流域住民と事業者との連携による河川の浄化対策、水辺環境整備及び整備後の維持管理等の河川浄化対策に関する協働事業を推進・支援します。

5-4 身近な水辺環境づくり

伊佐沼周辺の整備 **重点**

- ・伊佐沼及び伊佐沼周辺の水、緑、花の豊かな自然環境を活用し、市民共有の憩いの場、レクリエーションの場とするため、「伊佐



沼及び伊佐沼周辺整備基本構想」及び「伊佐沼公園基本計画」に基づき整備を推進します。

親水空間の整備

- ・関係機関との連携を図りながら、河川や湧水地等、身近にある水辺を活用し、その地域の特性に応じた親水空間を積極的に確保します。

水路の浄化対策

- ・市で管理している水路の一部区間を多自然型*護岸によって整備し、礫間浄化（礫間接触酸化法）等を利用した浄化対策を図ります。

多自然型
自然の働きや生き物の生息が保たれるような配慮がなされる工法。



霞涌水路

河川空間利用の促進

- ・入間川等の河川空間については、関係機関と連携を図りながら、河川敷の公園等としての整備や桜つつみモデル事業等により、地域住民の憩いの場を提供します。

歴史と水と緑の回廊の整備

- ・文化・観光の中心的位置にある歴史的ゾーンだけでなく、新河岸川周辺や伊佐沼周辺の水と緑のゾーンを歩行や自転車で周遊できる回廊の整備について検討します。（施策 10-6 歴史と水と緑の回廊の整備- 歴史と水と緑の回廊の整備 参照）

親水公園の整備

- ・市民に憩いとうるおいのある都市空間を提供するため、関係機関との連携に努めながら、親水公園の整備を推進します。（施策 10-8 憩いとうるおいの都市空間の提供- 親水公園の整備 参照）



安比奈親水公園